

訪問理美容サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝たきり状態又は重度の身体障がいのある者を在宅において介護する家族に対する経済的な支援、要介護者の保健衛生の向上に対する支援、またこの事業の請求を登録店舗に委ね、対象者の負担を軽減することを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業の内容は、対象者が自宅で受ける訪問理容サービス又は訪問美容サービス（以下「訪問理美容サービス」という。）料金について、年間で12,000円分を助成するものとする。

(理美容業者)

第3条 訪問理美容サービスを行う者は、理容師法（昭和22年法律第234号）又は、美容師法（昭和32年法律第163号）に基づく資格取得者で、理美容を業とし、この事業の趣旨に賛同し協力する者（以下「理美容業者」という。）とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている在宅の者で、現に家族が介護しており、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定に基づく要介護認定で要介護3から5であり、介護保険主治医意見書又は市職員による介護保険要介護認定調査書類において、障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がランクBからC、又は認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅢからMの者であり、自力で理美容に行くことができず、かつ次のいずれにも該当する者とする。

ア 医療施設に入院していない者（ただし、第6条の規定により利用が決定した後の3か月以内の入院については、入院中の期間を除き利用を認めるものとする。）

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同条第10項に規定する短期入所療養介護を、2か月以上継続して月25日以上利用していない者（ただし、第6条の規定により利用が決定した後の月25日未満の短期入所生活介護又は短期入所療養介護については、その期間を除き利用を認めるものとする。）

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護による宿泊を、2か月以上継続して月25日以上利用していない者（ただし、第6条の規定により利用が決定した後の月25日未満の宿

泊については、その期間を除き利用を認めるものとする。)

(2) 身体障害者手帳による障がいの程度が1、2級(内部障がいを除く。)であり、自力で理美容に行くことができず、かつ次のいずれにも該当する者とする。

ア 医療施設に入院していない者(ただし、第6条の規定により利用が決定した後の3か月以内の入院については、入院中の期間を除き利用を認めるものとする。)

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所を、2か月以上継続して月25日以上利用していない者(ただし、第6条の規定により利用が決定した後の月25日未満の短期入所については、その期間を除き利用を認めるものとする。)

2 前項で定める者のほか、特に市長が必要と認める者については、事業の対象者とする。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、訪問理美容サービス事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を訪問理美容サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(サービス券の交付)

第7条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた申請者(以下「利用者」という。)に対し、訪問理美容サービス券(以下「サービス券」という。)を交付するものとする。

2 前項のサービス券は、1枚あたり1,000円とする。また、当該年度の交付枚数は、1人あたり12枚(12,000円分)とする。

3 第1項のサービス券の様式は、市長が別に定める。

(利用方法)

第8条 前条の規定により交付したサービス券の使用方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市に取扱店として登録した理美容業者において使用することができるものとする。

(2) 1回の利用につき、複数枚使用することができるものとする。

(3) サービス券の額面に満たない金額の支払いについて、サービス券は使用することができないものとする。また、サービス券は換金することができない。

(4) 利用者の責任によりサービス券を紛失したときは、再発行することができない。

2 この事業の利用に際しては、1人以上の介護者等が付き添うこととする。

(利用の中止)

第9条 利用者は、この事業を利用しなくなったときは、速やかに訪問理美容サービス事業利用中止申請書(様式第3号)を市長に提出し、未使用分のサービス券を市長に返還しなければならない。

2 市長は、前項の申請により利用を中止するときは、訪問理美容サービス事業利用中止通知書(様式第4号)により、利用者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この事業の利用を取り消すことができるものとする。

(1) 対象者が死亡又は転出したとき

(2) 対象者が第4条の規定で定める者でなくなったとき

(3) 第9条の規定で定めるサービス券を、当該年度中に一度も使用しなかったとき(翌年度以降に第5条による申請をし、審査の結果、利用の決定を受けたときは、この限りでない。)

(4) 第11条の規定で定める行為を行ったとき

(5) その他、市長が利用を不相当と認めるとき

2 市長は、前項の規定により利用を取り消すときは、訪問理美容サービス事業利用取消通知書(様式第5号)により、利用者に通知するものとする。その場合、通知を受けた利用者は、速やかに未使用分のサービス券を市長へ返還しなければならない。

(不正の禁止)

第11条 利用者は、この事業の利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 偽りの内容等によりサービス券を使用すること

(2) この事業を利用する権利を対象者以外の者へ譲渡すること

(3) 対象者宅以外で理美容サービスを受けること

2 市長は、前項の行為をした利用者に対し、使用済のサービス券相当額を返還させることができるものとする。その場合は、理由を付し、文書をもって利用者に通知するものとする。

(報告)

第12条 市長は、サービス券の使用に関し、必要と認めるときは、利用者に対し、報告を求めることができるものとする。

(取扱店の登録)

第13条 サービス券取扱店(以下、「取扱店」という。)は、第3条に規定する理美容業者とする。

2 取扱店として登録を受けようとする者は、訪問理美容サービス券取扱店登録申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(取扱店の業務)

第14条 取扱店の業務内容は、本事業の利用者から取扱店に依頼があった場合に利用者宅を訪問し、理美容サービスを提供することとする。代金の収受については、サービス利用分の訪問理美容サービス券(1,000円未満の金額については現金)を受け取るものとする。

2 取扱店は、月末締めの本業務の実施報告書及び受領したサービス券を添えて、翌月10日までに受領したサービス券相当額を市長へ請求するものとする。

3 取扱店は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 対象者宅以外で理美容サービスを提供すること
- (2) サービス券を持参した者へ換金すること
- (3) サービス券を譲渡及び売買すること

4 取扱店は、偽造の疑いがあるサービス券について、受取りを拒否するとともにその事実を市長に報告しなければならない。

(支払)

第15条 市長は、前条第2項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 ねたきり老人等理髪事業実施要綱(平成9年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

訪問理美容サービス事業利用申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所

氏 名

続 柄 本人・配偶者・（ ）

電話番号 （ ） —

※日中連絡先 — —

訪問理美容サービス事業を利用したいので申請します。また、申請にあたり、以下の内容について同意します。

- 1 市が対象者の介護情報及び障がい情報の確認を行うこと
- 2 訪問理美容サービス事業実施要綱を遵守すること
- 3 理美容を利用の際には、必ず1人以上の介護者等が付き添うこと

フリガナ					年 月 日
対象者氏名				生年月日	年 月 日
対象者住所					
種 別 (○を記入)		要介護 3 ～ 5		身体障害者手帳1、2級 ※内部障がいとは除く	
居宅介護 支援事業所	※要介護認定をお持ちの場合は、ご記入ください。				
備 考					

様式第2号（第6条関係）

訪問理美容サービス事業利用（決定・却下）通知書

長 第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました訪問理美容サービス事業について、下記のとおり利用（決定・却下）します。

記

対 象 者 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
(決定・却下) 理 由			
備 考			

様式第3号（第9条関係）

訪問理美容サービス事業利用中止申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所

氏 名

続 柄 本人・配偶者・（ ）

電話番号 （ ） ー

※日中連絡先 ー ー

下記の理由により、訪問理美容サービス事業の利用を中止します。

記

対象者氏名		生年月日	年 月 日
住 所			
利用中止日			
中 止 理 由			

訪問理美容サービス事業利用中止通知書

長 第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました訪問理美容サービス事業について、下記のとおり利用を中止します。

記

対 象 者 氏 名		生 年 月 日	
住 所			
利用中止日			
中止理由			
備考			

訪問理美容サービス事業利用取消通知書

長 第 号
年 月 日

様

長久手市長

訪問理美容サービス事業実施要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり利用を取り消します。

記

対 象 者 氏 名		生 年 月 日	
住 所			
利用取消日			
取消理由			
備考			

訪問理美容サービス券取扱店登録申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 所 在 地

事業者名

代表者名

電話番号 （ ） ー

下記のとおり、訪問理美容サービス券取扱店として登録したいため申請します。
また、訪問理美容サービス事業実施要綱を遵守します。

記

店 舗 1	店 舗 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
店 舗 2	店 舗 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
店 舗 3	店 舗 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	